

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (29. 3 定)			
日 時	平成 29 年 9 月 28 日 (木)	開 議	午後 2 時 10 分
		散 会	午後 5 時 39 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、面野副委員長、高橋（龍）・高野・松田・斉藤・ 酒井（隆行）・中村（吉宏）・横田各委員		
説明員	市長、副市長、総務・財政・産業港湾・福祉・建設各部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に高橋龍委員、松田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村誠吾委員が高橋龍委員に、川畑委員が高野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

まず、昨日の斉藤委員からの議事進行について、議事録の精査を行ったところ、答弁の整合性はあると判断しましたので、斉藤委員の議事進行については、このように整理させていただきます。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

○市長

昨日の予算特別委員会における民進党、面野委員の、副市長から説明されたときに協定書が締結されていないと、ぴんときませんでしたかという御質問に対し、私からふれあいパスの協定書が毎年決裁として市長まで上がってきていない。毎年協定書が更新されていることを知らなかった旨の答弁をいたしました。改めて確認しましたところ、市長までの決裁で毎年更新されており、昨年度は私も決裁をしておりました。

したがいまして、決裁が市長まで上がらない旨の答弁は撤回をさせていただき、改めて説明をさせていただきますが、私としましては、昨年度は、ふれあいパスの協定の決裁をしておりましたが、年度がわりの決裁文書が多い中で、この事務処理をした確かな記憶がなかったことや、本年度は年度当初での協定書が未締結のため、この決裁文書が上がってきていなかったこともあり、ふれあいパスの協定が年度更新ではなく、事業開始当初に締結され、その後は協定が自動継続されているものと認識しておりました。ふれあいパスの協定の決裁に当たっての記憶が曖昧で、誤った答弁をいたしまして、大変申しわけございませんでした。

○（福祉）地域福祉課長

昨日の予算特別委員会における民進党、面野委員の、平成29年度のふれあいパスの協定書は誰がどのような手続で押印するものなのかという御質問に対する答弁に誤りがありました。「例年の協定書の締結の決裁は福祉部長まですべてになっています」と答弁しましたが、「例年の協定書の締結の決裁は市長まで行っています」と訂正させていただきます。

支出に関する手続と協定書の締結に関する手続を錯誤したものであり、大変申しわけございませんでした。

○委員長

この際、説明員の皆さんに申し上げます。議事の進行が大変滞っております。このままですと、いつ終わるかもわからないという状況の中で、正確、的確な答弁をするように申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は公明党、共産党、自民党、民進党の順といたします。

公明党。

○斉藤委員

◎ふれあいパスについて

今、委員長からもありましたが、余りにもずさんきわまりないと。ずさんどころではないです。今、市長が撤回をされるといった答弁、これほど今、審査日程を延長までして、議論しなくてはならないという重大な問題です。その重大問題について、決裁書類が多かったから意識が薄れた。とんでもない。何をか言わんやですよ、本当に。説明にも何もなっていません。申しわけないとか一言言って済む話ではないです。

きのう、面野委員が議論したことをもう一回やり直すのですか。真反対のことを言っているのではないですか。事実と異なる答弁をして、動かしがたい事実が突きつけられて、どうしようもなく、どうするのですか。そんな申しわけございませんとか言って済む話ではないです。そしてまた、撤回とか訂正とかと言いますけれども、その更新されている毎年新しい協定書が締結されていることを知らないと言ったのですよね。5月18日ですか、初めて知ったと。そんな話でいいのですか、今。きちんと答えていただきたいと思います。

要するに、きのう言ったこと、あれは何だったのですか、本当に。もう一回、自分の口から説明いただきたいと思います。

○市長

改めて説明をしるということによろしいのですかね。昨日、答弁させていただいた中で、私自身が1年前に決裁をしていたということにおいては、失念していたのは事実でございます。それについては本当に申しわけなく思っているところでございます。

その失念していたことから、昨日、面野委員からお話を受けた中で、それについては撤回し、訂正をさせていただきますけれども、私自身がそのことを失念していたがために、毎年更新をされていたという認識は持っておりませんでしたので、昨日、面野委員に御説明をさせていただいたように、このたび、今年度においては、そのように認識していたというところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○斉藤委員

失念していて、そういう状況で、要するに毎年締結ということがわからないまま、今まで議論をしていた。不見識も甚だしいですよ、そんな基本的なことを。誰でもみんな知っている話です。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

何で小樽市のトップの市長がそんなことを知らないで済むのですか。済みませんよ。

いや、本当にどうなのですか。1回、2回謝ったからって、これで済むという話だと思いますか。これまでの各委員のいろいろなふれあいパス、また法定協議会についての議論、あれは何だったのですか。そんな基本的なことを知らない市長と話をしていたのか。背筋が寒くなりますよ、本当に。こんな、これから議論なんてしていられないですよ、本当に。今まで何だったという話です。

もう一点、副市長にお聞きしますけれども、副市長は建設部にアポイントメントをとって、そもそも副市長が一人で出向くということ自体が、私ほうそではないのかなと思って聞いていたのです、きのうも。そもそも、きのう、副市長の話では、法定協議会の話が主だったというような答弁でした。主に法定協議会の話だったと、ふれあいパスのこともあるので、福祉部も同行しないのかと言ったのですよね。そうしたら、いいと言われたのですか。そうではなくて、副市長が要らないと言ったのですか。

○副市長

私が、福祉部には、今回は同行は要りませんというふうに、私から申し上げました。

○斉藤委員

それもおかしいですよ。後からこういうことになるわけですから。何で一人で行くのかなと、非常に腑に落ちない話ではあります。

そもそも今回のこういうふれあいパスの問題というのは、私の見るところ、ふれあいパス事業そのものが多くの小樽の市民、そしてまた市議会、それから歴代市長を初めとする行政、そしてまたこの小樽発祥という市民の誇りでもある北海道中央バス、これらを初めとする関係事業者とが、ほとんどそれこそオール小樽でこの20年の長きにわたって、お互いに助け合って気持ちを一つにして守り上げてきたと、守り続けてきたというものであります。

そういうことからすれば、本当に協定書が毎年、新たに結ばれてきているのだということも知らない、そういう森井市長も、ことし市長になったばかりではないですよ。それで知らないと言っているのですから。そういう森

井市長が、このふれあいパスというものについて、本当にしっかり手に負えるのかなという、そういう疑いさえ持つものでありますけれども、突然、この小樽市政に森井さんという人が、無知無能、それが多少言い過ぎであれば、知識不足、能力不足、そして言いわけだけは人一倍、一人前に言いわけだけはする。ミスをして一切みずから責任はとらないと。責任は周りに押しつけると、謝らないと。そういう本当にとんでもない、もう暴君ですよ。そういう人の手にかかって、このふれあいパスという、20年かかって市民がみんなで作ったこの仕組みを一瞬のうちに破壊し尽くしてしまった。壊してしまったのです。

まず、森井さんに改めて、このことについて全小樽市民に向かって謝っていただきたいと、きのう、きょうのことだけではないですよ。この件に関する議論というのは、全ての議論はそれからです。それが筋だと思います。まず、全市民に対して謝ると、そこからしか始まらないと思います。どうですか。

○市長

ふれあいパスの件におきましては、今、齊藤委員からもるお話しされたように、当時の過去の協力体制から動き始めて今に至っていると私も認識しているところでございます。

私も就任させていただいてから、この間、ふれあいパスにおける負担の大きさ等を、何とか持続可能なものではないかということを経済の中でも議論し、継続に向けて私自身も努力をしているところでございます。このたびは大変恐縮ですが、今まで中央バスが負担していた30円の負担ということにおいて、市で受け持つことになるということで、このたび御提案させていただいているところではありますけれども、それも今まで続けてきたふれあいパスの持続、継続するための提案でございますので、私といたしましては、そのような負担の割合が変わったということにおいては、いろいろとこのように説明し、考えることは多々ありますけれども、齊藤陽一良委員がおっしゃるようなことではなくて、続けるために行っているというふうに思っておりますので、その点で理解をいただければと思うところでございます。

○齊藤委員

まず、ふれあいパス事業の今、上程されている2,670万円の補正予算の中身の説明をお願いします。

○（福祉）地域福祉課長

今回、補正で出させていただいた2,670万円の事業費の出し方になりますけれども、まず、平成29年度の4月から7月の利用枚数の実績を前年度と比較しまして、それに8月から3月までの見込みを算出しました。そこに単価を掛けたものが補正額となります。具体的な金額の中身としては、10月から3月の中央バス分は利用枚数として87万1,970枚に単価掛ける30円で2,615万9,100円、それとジェイ・アール北海道バス部分は利用枚数1万2,222枚掛ける単価52円になりますので63万5,544円となり、端数の関係はありますけれども、合計2,670万円になります。

○齊藤委員

今、ふれあいパスという、この仕組み自体が信頼という要を失って、大きく揺らいでいると思います。

責任について伺います。まず、先日市長が答弁されていますが、市政運営での政策なので責任は市長にあるなどという一般的な責任の話ではありません。森井さんにおける責任であります。もう既に市長の資格はないと考えますので、森井さんと呼ばせていただきますが、森井さんが、あなたが負わなければならないのは、適時、適切な交渉をせずに、それを怠って市の信用を失墜させ、市に損害を与えたと、生じさせたという責任であります。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

先ほど全市民に向かって謝ってくださいと言いました。先ほどのあの言葉が謝った話になりますか。もう一回、伺います。きちんと全小樽市民に謝っていただきたいと、自分の責任を認めて謝っていただきたいと。

○市長

今、齊藤委員から、この間何も行っていないというような表現もあったように感じましたけれども、この間、副市長を初め職員も含めて、これに伴う調整であったり負担割合における、ある意味交渉等も含めて、ずっと継続的

に行ってきているところでございます。皆様からも御指摘のとおり、中央バスで経営的に赤字が続いていて、その負担が非常に難しい。いわゆる瀬戸際の状況ですということをやはり伝えられている中で、このふれあいバスを継続していることにおいての、いわゆる最終的な判断であったというふうに私自身は思っておりますので、今るお話しされたこと自体において、私の受けとめと少しずれが生じておりますので、そのようなことをこちらで申し上げるつもりはございません。

○斉藤委員

いや、言いわけではなく、それこそ真摯に責任を感じて謝ってくれと言っているのです。あなたはこの危機に瀕している公共交通の実情について、バス事業者から再三にわたり法定協議会の設置を求められていたにもかかわらず、また、ふれあいバス事業についても、その事業者負担割合の軽減等も求められていたにもかかわらず、その事業者の苦境に寄り添って一緒に解決を模索しましょうというのでは全くなく、公共性が高いとはいえ、民間の営利事業者ですよ、その営利事業者に対しても、赤字でも事業を継続することを確約しろと迫るという、常軌を逸した恫喝まがいのことを小樽市長という看板をしょってやってしまったのです。それはバス事業者は怒りますよ。怒って当たり前です。わかりますか。そのことを理解できますか。

○市長

るる斉藤委員からお話しされたことに対して、理解できますかという御質問だったように思いますが、この間、中央バスの方々と、当然公共交通、こちらもやはり持続していくためにどうするのかという取り組みにおいて、中央バスからの申し出に対して、市もそれに向けて真剣に取り組んできたところがございます。法定協議会の設置においても、市において公共交通における担当がない中でそれを何とか形にしようと、この間、職員の配置も行い、そして皆様も御存じのように、今、11月を目標にして、法定協議会を設置しようと取り組んでいるところがございます。

また、ふれあいバスの負担の軽減においても、協議を例えば我々が全く受けなかったとか、無視したとか、かわることをやめたとか、そのようなことをもし行っていたとするならば、斉藤委員がおっしゃるような指摘にも当たるのかもしれませんが、この間においても協議を続け、その可能性を模索して続けているところであったと、私自身は思っております。

また、斉藤委員がおっしゃったような、私と中央バスとのお話の中で、斉藤委員がお話しされたような表現を私は使っておりませんので、その点におきましても、御指摘の内容において、私自身は理解しているのかと言われましたけれども、少し観点が合っておりませんので、理解というのは少しすることは難しいかなというふうに思います。

○斉藤委員

全くわかっていないのですよね。だから無責任だと言っているのです。協定の締結が困難になっているにもかかわらず、第1回定例会はおろか、第2回定例会にも議会に報告は一切なく、この第3回定例会の直前になって、市の百ゼロの負担を突然に公表してですよ、議会に提案すると。全くの議会軽視、議会をだます、このだました責任です。

1億5,000万円が限度だという事業を見直すアンケートまで行っている。その結論は先送りにして、素知らぬ顔をして、例年どおりの当初予算を議会に提出しました。3月9日にバス事業者から平成29年度については例年どおりの事業者負担はできないと、困難だと申し入れを受けているのです。まさに第1回定例会の最中ではないですか。こんな予算の審議に重大な影響を与える情報を、みずから森井さんが自分で議案提出した人ですよ。その当事者でありながら、それを一切頼かむりして、おくびにも出さないで、事業予算を議会に議決させてしまう。その後の状況は、改善するどころか、3月29日、5月16日、どんどんバス事業者と接触すればするほど、状況は悪化するばかりです。

その時点で第 2 回定例会が開かれて、密接に関係ある、事業者にとってはほとんど一体の問題と言ってもいいぐ
らいの法定協議会の設置の議論が闘わされているにもかかわらず、ふれあいパスについては議会に対して一切何の
報告もしない。市政にかかわる情報の共有という小樽市自治基本条例の大原則ですよ、これを踏みにじる暴挙です。
乱暴ろうぜき、これ以外の何者でもない、暴君と言われて当たり前ですよ、こんなもの。

反論できますか。反論するのなら反論していただきたい。

○市長

今までも担当や副市長からもお話しさせていただいておりますけれども、私たちといたしましては、やはりこの
平成29年度中に協議をして、30年度はその負担割合についてどのように取り組んでくのかということ、ずっと協
議を進めてきたつもりでございます。ですので、29年度中に一定のめどがつかましたら皆様にお知らせをし、来年
度に向けてふれあいパスの負担割合について議論ができればと、私たちは認識していたところでございます。

しかしながら、斉藤委員がおっしゃるように、中央バスでは少しでも早くそれを何とか解消したいという思いか
ら、その思いを私たちは受け入れて、結果的にその30円の負担を市で、今年度の年度途中から取り組むこととなっ
たことから、その一定のめどがついた段階で皆様に御説明しようと思っていたところでございますけれども、その
一定のめどが、つまりはその第 3 回定例会に非常に近い時期だったということでもありますので、私たちはそれは議
会軽視をしようというふうに考えていたわけではなく、提案時期が結果的にそういうタイトな時期になってしまっ
たということでございますので、議員の皆様には事前にしっかり御報告しながら進めていきたいという考え方を私
たちは持っておりますので、そのような御指摘においても当たらないと考えているところでございます。

○斉藤委員

何を言っているのですか。本当に説明にも反論にも何にもなってないと思います。

適切に対処していれば、本来回避することができた不要な財政支出を市に対して生じさせた、市民に損害を与え
た責任が森井さん、あなたにあると思います。平成29年度の事業がスタートする 4 月 1 日の前、3 月 9 日から現在
まで適切に対処していれば、単に負担割合の変更などということだけではなくて、もっと具体的ないろいろな経営
に対する支援策等を事業者側と協議をして、できることはやると。

できることが多様にあったはずだと思います。負担割合を現行の70円・30円にとどめる。あるいは、80円・20円
に抑える。そういった交渉の余地は、そういうタイミングは何回もあったのですよ、今まで。それを全部無にして
きたのが森井さんのやり方でした。

負担割合をこの80円・20円とした場合に、この10月以降、今補正予算が出ていますけれども、10月以降、80円・
20円だったら、その補正額は幾らになりますか。

○（福祉）地域福祉課長

負担額を80円・20円にした場合ですけれども、10円相当で大体1,800万円から1,900万円不足しておりますので、
10月以降半年分であれば約900万円と考えられます。

○斉藤委員

少なくともこの2,670万円から900万円を差し引いた残りの1,770万円、1,800万円近く。この財政支出は回避でき
た可能性があります。小樽市に対して、小樽市民に対して、この約1,800万円を、それ以上の損害を与えているのだ
というのわかりますか。笑っている場合ではないですよ、本当に。

○副市長

途中経過で、事務方も10円上がれば幾ら、20円になればどう、または年間通せば幾ら、半年であれば幾ら、それ
らについては事業所レベルでは担当同士がやり合っていたはずですし、私も 7 月 10 日のときには最初にこういうそ
れらの負担割合について相談に上がりましたということで、事は進めておりました。

しかし、実際の 7 月以降の交渉の中では、10円、20円の話ではないという、その強い中央バスの思いというもの

がぶつけられましたので、結果的には中央バスのこの事業に対するその30円の負担は、中央バスレベルで言えば相当の負担になっていたのかなど。その思いも社長から私のほうにお伺いいたしましたので、結果としてそれを持ち帰り、庁内で検討した結果、市長を交え相談した結果、これはやはり中央バスの考え方に沿った対応をせざるを得ない、最終的なそういう判断に至ったところでございます。

○齊藤委員

全くもう人ごとですね。

少しはしよりますけれども、今回のこの定例会で補正予算案が否決された場合、平成29年度のふれあいパス事業はどうなるのか。一定期間維持継続、事業として続けられるのか、可能なのか。その場合の事業者負担は、現行の70円・30円なのか、百ゼロに変更するのか。また、いつごろまでできるのか伺います。

○（福祉）地域福祉課長

このふれあいパス事業ですけれども、扶助費の予算としては1億4,000万円ある状態で、現在4月から8月までは支払い完了しております、予算の残額はある形になっています。

それで、仮に否決された場合、そこから100円を負担として支払うと仮定すると、予測ですけれども、12月ぐらいまでは恐らく可能になると思います。

ただ、もし否決されて100円を払うとしても、結局これまでの負担割合と変わりますから、やはりそういった支払いは少し現実的には、予算が確保されていない中でお金を払うという形になるかと思っておりますので、支払いはやはり難しいと考えています。

○齊藤委員

ところで、現在、市負担分、4月から8月まで払ったかと思いますが、この支払いの根拠は何ですか。

○（福祉）地域福祉課長

支払いの根拠ですが、きのうの面野委員の答弁と少し重複しますけれども、まず協定書、これは締結されていませんので、その協定書が締結されていないという内容の起案を一本つくりました。それで、実際の支出の手続につきましては、小樽市財務会計規則第51条第1項、この中の別表1で支出内訳書と請求書、これが扶助費の支払いのときに必要となっておりますので、その書類があることを確認しましたがけれども、協定書は結局締結できていない異例な形となっておりますので、小樽市事務専決規程第5条第1項第4号、こちらに「疑義のあるもの又は将来紛議若しくは論争のおそれのあるもの」と規定されていますから、この専決の特例によりまして、通常は部長決裁ですけれども専決者の上司であります副市長の決裁をとって事務処理を行いました。

また、会計管理者においても重要または異例のケースであると判断しましたので、小樽市会計管理者事務専決規程第3条の規定による専決の特例により、会計管理者の決裁を経て処理を行い、支出をしたものであります。

○齊藤委員

協定書は契約書ですか。

○（福祉）地域福祉課長

間違いないところまでは調べられなかったのですけれども、やはり性質的には同一のものと考えられます。

（「ちゃんと答弁して」と呼ぶ者あり）

○委員長

協定書は契約書かということです。

総務部はいかがですか、わかりますか。

○総務部長

我々、一般的には、契約というのは広い意味で協定書も契約書というふうには捉えているところもございませけれども、正確には少し調べないと本当に契約でいいのかは、申しわけないのですが、今資料がございませんので確

認できませんけれども、一般的にはそれに基づいて支出の根拠としておりますので、そういった意味で言いますと広義の契約書というふうを考えられるということです。

○齊藤委員

小樽市契約規則で契約書の作成をしなければならないと。契約書を作成して締結しなければならないという規定がありますが、今回の場合どうなのですか。

○（福祉）地域福祉課長

この契約書にかわる協定書がないものですから、先ほど答弁いたしました起案で特別な事例だということで起案をつくりまして、専決の特例により処理したところであります。

○齊藤委員

協定書も契約書だということであれば、契約書を作成し、締結しなければ支払いの根拠はないのです。この省略の場合にも当たっていないと思いますが、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

地方自治法第234条第5項では、契約の相手方とともに、契約書に記入し押印しなければ当該契約は確定しないとされており、契約成立要件として位置づけられていますので、書面としてはやはり必要だという判断には立っていました。

ただ、どうしてもそういう事情で協定書を締結できていなかったものですから、先ほど答弁したとおりの処理で行ったものであります。

○齊藤委員

だから、支出の根拠のない支出を今までやっていたのではないですか。

○総務部長

市の支払いにつきましては会計管理者が行っておりますけれども、会計管理者としては実は支出するに当たって大きく二つの要件がございます、一つは法令ですとか予算に違反していないこと。それからもう一つは、債務が確定しているということを確認した上でなければ支出できないという、そういった地方自治法上の制約がございます。

今回は、いわゆるこの事業につきましては、法令に違反しているということでもございませんし、また予算もついておりますので、そういったことで特にそこに違反しているということはありません。

それからまた、債務が確定しているかということにつきましては、これは各バス会社が、実際に協定は結べておりませんが、前年と同様に支出をするということを行うことで合意がなされているということがございますので、そういったことを捉えまして違法なものではないということで会計管理者としては支払えるという状況になっております。

ただ、先ほど来、担当部の福祉部からもお話がありましたとおり、協定書がないという部分は通常のパターンではございませんので、やはり異例なことだということで、会計管理者の事務専決規程の中に専決の特例ということがうたわれておまして、本来、通常会計管理者は100万円以上のものについて決裁をしているのですけれども、100万円未満のものについてもやはり今回の場合は異例だということで、そういったものを専決の特例で会計管理者が決裁しているという状況でございます。

ですから、きちんと規定に基づいて支払いをなされておりますので、何か違法な支出をしているということではございません。

○齊藤委員

専決の話を知っているのではないのです。契約書を作成しなければならないのです。省略をできる場合ではないのです。支出の根拠がない支払いを行ったと。得意の弁護士に確認したのですか。

○総務部長

顧問弁護士に確認したことでございますが、これは実際の取り扱いについては会計課とも話し合いをしてございまして、その中で、先ほど福祉部からお答えしておりますけれども、支払い側としては将来紛争のおそれがあるようなものについては専決者、通常の部長の上司であります副市長からという、先日来お話ししているところでございます。そういった形で支払い側はそういうことをしておりますし、それからまた、実際に今、協定書がないということにつきましては、私が先ほどから御説明しておりますように、専決の特例を用いてその上でお支払いしているということですので、特に違法ではないということでございます。

○斉藤委員

資料要求で、民進党の資料要求ですけれども、ふれあいバス乗車証に関する協定書という平成28年度のものをおいただきました。28年の4月なのですが、これは印紙が添付されています。ということは、契約だという認識があったわけですね。契約書だと。それでありながら、ことしはその契約書なしに、どんどん請求書があれば支出できるというものではないですね。おかしいのではないのですか。

○福祉部次長

おっしゃられますように協定書は結べておりませんので、原部としましても協定書を結びたいということで進めておりましたが、なかなか合意に至りませんでしたので、先ほどから申し上げておりますが、内部の規程によりまして、内部の専決規程の特例によりまして何とか支払いをしているという状況でございます。

○斉藤委員

何とか支払えばって、支払いの根拠がないと言っているのです。根拠はどこにあるのですか。法律上の根拠を示していただきたい。

小樽市契約規則では、契約書の作成をしなければならないのです、契約であれば。契約書なのですよ、これは。契約書がなくて、省略の場合にも当たっていない。根拠がないではないですか。

○総務部長

繰り返しになりますけれども、先ほど来お話ししておりますとおり……

(「専決の話ではない」と呼ぶ者あり)

専決のといえますか、支払いのお話をしているつもりなのですが、専決の話は、こちらの支払う側の話もありますけれども、会計管理者の専決の話もあるのですが、今私が先ほどからお話ししている会計管理者のお話は、支払いの側の話ということで捉えていただきたいのです。

それで、会計管理者が支払うに当たっては先ほどお話ししたとおり二つの要件がございまして、その要件に該当しているということで考えております。

それからまた、実は財務会計規則の中でも地方自治法でうたっていることが確認できなければ会計管理者は支出を拒否するというのがうたわれております。

ですけれども、今回の場合は、先ほどお話ししたようにこの二点が違法ではないと確認できるということで、そういったことで財務会計規則にもひっかかりませんし、法律的に言いますと、先ほど言いました地方自治法にもひっかからないということでございます。

それからまた、会計管理者の支払いに当たっては、専決の特例ということで本来会計管理者が決裁しなくてもいいものをしているということでございますので、これはきちんと法令・規程に基づいて支払いをしているということでございます。

○斉藤委員

支払いのことではないのです。契約書がないのです。支払う根拠がないと言っているのです。きちんと答えてください。

(「契約の法令なんだよ。それがないって言っているんだよ」と呼ぶ者あり)

○総務部長

それで、協定書がないものですから……

(「ないのでしょうか」と呼ぶ者あり)

ないのですけれども、それで会計管理者の事務専決規程の中では重要、異例と認めるものは会計管理者の決裁を受けなければならないということで、これは繰り返しになりますが、先ほど来お話ししていますとおり、本来は会計管理者が100万円以上のものを決裁しておりますけれども、こういったいわゆる異例と認められるものについては、本来の100万円以上の決裁のみならず、それ未満のものについても決裁をするという対応をしているということでございます。

○齊藤委員

きちんと教えてください。その支払いの根拠がないと言っておいて、契約書がないのだから。根拠がない。どういう出し方をした、どういう専決だという、そんな話ではない。そもそも契約書が、つくられるべき契約書がないのだと。ないのだから根拠がないでしょう。きちんと教えてください。

○総務部長

繰り返しで申しわけないのですけれども、協定書がないというのはないのですが、ですけれども、先ほどから何度もお話ししておりますとおり地方自治法の中にその二つの要件がございまして、この二つの要件に合致していれば、これは逆に言いますと……

(「契約書がなくてもいいの」と呼ぶ者あり)

なくともいいということではなくて。

(「根拠がないのでしょうか」と呼ぶ者あり)

法令または予算に違反していないということと、債務が確定していることが必要ですので、この債務が確定していることについては、各バス会社で前年度同様のやり方をするという合意がされているので、そういった意味で言いますと債務も確定しておりますので、確かに協定書はございませんけれども、それに基づいてその二つの要件をきちんと満たしておりますので、ですから会計管理者としては支払いをしているということでございます。

○齊藤委員

会計管理者が支払う話ではないのです。契約なのだから。契約だと先ほど言いましたよね。印紙も張っているのですよね。契約の認識があるのですよね。それなのに、小樽市契約規則で定められた契約書を作成しないで、締結もしないで、どこに根拠があって支払いができるのですか。きちんと教えてください。

○総務部長

ですから、今ずっとお話ししておりますのは、前年同様の形でもって進めることが合意されているというのが、この先も例えば全く協定書を結ばないで、全くなしで全て通そうとしているということでしたら……

(「そんな話じゃない」と呼ぶ者あり)

それもやはり根拠がないという話になるかもしれませんが、事業は継続するというので前年同様の形で事業を行うことで合意がとられておりますので、ですから、その先、年度内においては協定締結も考えられるだろうということで、そういった意味で既に前年同様の事業が行われておりますし、その金額で請求もされておりますので、そういったこと言いますと今までと同じ形でのものが行われていたということでございます。

確かに協定書がないのはないのですが、ただそれがないのいいかというといいわけではないわけですが、これについては結ぶように原部としても努力していたわけでございますし……

(「それは、それは理由にならない」と呼ぶ者あり)

それで、それまでなかったものについては、ですから事前に合意がなされているということで判断をしたという

ことでございます。

○齊藤委員

委員長、きちんと裁いていただきたい。これは全然答弁になっていませんよ。

小樽市契約規則で、契約書の作成と締結が必要なのです。省略の場合には当たらないのです。4月、5月、6月、7月、8月、根拠がない支出を続けたということになりますよ。

○総務部長

申しわけございません。なかなか御理解いただけないので少し困っているのですけれども。支出の場合につきましては、先般来お話ししているように、専決の特例ということで本来の専決者の上司の副市長が決裁することで行っております。

(発言する者あり)

それはだから決裁のことで、支払いですので、支出する側とそれから実際に支払う側の問題があるかと思うのですけれども、実際に支出をかける側としてはそういったことで行っておりますし、それから支払う側として見ると先ほど来お話ししていることですので、そういった意味で支出を命令する側と実際に支払う側と、それぞれ根拠を持って行っているのです、違法ではないということでございます。

○齊藤委員

いや、支払いとか支出とか、その手続上の根拠を言っているのではないのです。そもそも、そういう支払いができるための契約書の作成と締結がないのではないですかと。それが根本です。根本の根拠です。根拠がなくて支払い、支出できるわけがないではないですか。そのことを言っているのです。

○委員長

支払うための契約書がないから、支払う根拠がないと。

(「ちゃんと整理して」と呼ぶ者あり)

そのことに対して、いかがですか。

○総務部長

繰り返しで恐縮ですが、先ほど来、福祉部からも御説明がありましたけれども、実際に今、協定書がないということと言いますと、疑義のあるものまたは将来紛議もしくは論争のおそれがあるもの、こういったものだという押さえになっておりますので、そのための手続をきちんと踏んで支払いを行っているということでございます。支出命令をかけていると……

(「専決の話じゃないんだって」と呼ぶ者あり)

専決というよりも、協定書がないということは、この疑義のあるものまたは将来紛議もしくは論争のおそれのあるものという規定に該当するであろうということでの手続だということですよ。

(「だろうじゃだめでしょ」と呼ぶ者あり)

○齊藤委員

根拠がないと言っているのです。きちんと整理して答弁してくださいよ。答弁になっていない。正確な答弁をしてください。

それこそ曖昧なことを言って、今まで延びているのだよ。後からぐちゃぐちゃになるような答弁したらだめだ。委員長、裁いていただきたい。

○委員長

先ほどから平行線をたどっているわけですがけれども、契約規則でまず契約が必要だとなっていると。その点について、一回説明していただけますか。

(「契約書に違反しているんだべさ。これはなければならない……」と呼ぶ者あり)

○(財政) 契約管財課長

物品購入であるとか請負であるとか、いろいろな面で契約書が必要なものがあると思います。契約規則においても、契約書が必要なものということであれば契約書の作成とかもありますけれども、扶助費とかですと契約書が…

(「請求書があればいいっていうわけじゃないんだって」と呼ぶ者あり)

契約書が必要なものではないものもあると思うのです。

扶助費であれば、今回はふれあいパスの金額ですけれども、請求書が来て、それを支出負担行為として支払っていると。契約書を支出負担行為として支出すると。例えば、物品購入であるとか工事であるとか、そういう部分については契約書が必要であると思います。支出の根拠として。

扶助費につきましては、請求書が来た時点で支出負担行為をするので、その支出の根拠ではないかと思います。その請求書の支払いに当たって、その協定書は負担割合を決めているのではないかと思うのですけれども、支出の根拠としては、請求書をもって同時に支出負担行為で支出命令をかけるという形になっていると思います。

○斉藤委員

ないかなではダメなのです。

小樽市契約規則第18条「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる」、三つあります。第1号「1件の請負金額が130万円以下のもの又は1件の売買金額が80万円以下のものについて契約を締結するとき」、これに当たりませんか。千万円単位ですよ。第2号「物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納し、直ちに引き取るとき」、このような話ではないですね。第3号「前2号に定めるもののほか、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき」、必要がないと市長は認めましたか。この三つに該当しない場合は、契約書を作成しなければならないのです。省略する場合に当たらないと、先ほどから何回も言っているでしょう。

○委員長

今、契約規則第18条についての説明が斉藤委員からありましたけれども、3番目、これについてはいかがですか。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

斉藤委員。

○斉藤委員

委員長、これは非常に法律的に厳密に解釈しなければならない場面ですので、しっかりした答弁が必要だと思いますから、休憩して精査をお願いしたいと思います。しっかりした答弁をしていただきたいと思います。

○総務部長

私どものほうも、少しお時間いただいて整理させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

それでは、この際、若干の休憩をいたします。

休憩 午後3時14分

再開 午後5時38分

○委員長

会議を再開します。

斉藤委員の質疑の途中ではありますが、市長部局が答弁の調整に時間を要するということがありますので、本日

はこれをもって散会いたします。

しかしながら、このように時間がかかって、毎日延びております。しっかりとした答弁を重ねてお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。